

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート誘発性雄性不稔及び除草剤グリホサート耐性トウモロコシMON87427系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年4月10日付け24消安第33号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、グリホサートを処理した飼料の管理については、我が国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成25年4月8日府食第277号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年4月10日、農業資材審議会に諮問 平成24年12月11日、家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年5月2日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グルホシネート耐性及びチヨウ目害虫抵抗性ワタT304-40系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成23年2月21日付け22消安第8975号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、除草剤グリホサートを処理した飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成25年7月1日府食第527号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成23年2月21日、農業資材審議会に諮問 平成24年7月5日、家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年7月31日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤ジカンバ耐性ダイズMON87708系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年1月31日付け23消安第5343号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	<p>「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>ただし、除草剤ジカンバで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。</p> <p>（平成25年9月2日府食第719号）</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年1月31日、農業資材審議会に諮問 平成25年2月7日、家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成25年10月21日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。</p> <p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	LYS-No. 2F株を利用して生産された塩酸L-リジン
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料添加物
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年7月31日付け24消安第2107号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料添加物の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に準じて評価した結果、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断した。 （平成25年9月2日府食第723号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年4月25日、農業資材審議会に諮問 平成24年7月5日、家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月21日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネMON88302系統（飼料）
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	飼料用
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成24年11月7日付け24消安第3836号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の1の(1)のシの規定に基づき、飼料の安全性についての確認を行うことに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。 <評価書「食品健康影響評価」抄> ただし、除草剤グリホサートで処理された飼料の管理については、わが国のリスク管理機関において十分に配慮する必要があると考えられる。 （平成25年9月30日府食第806号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成24年11月7日、農業資材審議会に諮問 平成25年2月7日、家畜に対する安全性について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月21日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）第3条に基づき評価品目に関する申請書の内容を確認し、安全性に関する確認を行ったので第4条の規定により公表した。 （施策の概要） 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—

【遺伝子組換え食品等】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正
評価品目の分類	遺伝子組換え食品等
用途	—
評価要請機関	農林水産省
評価結果通知先	農林水産省
評価要請日等	平成26年1月22日付け25消安第4796号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第5号及び同項第14号、食品安全委員会令第1条第1項及び食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令で定めるときを定める内閣府令第3号
評価目的	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続き及び組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準における組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物に関する規定の改正
評価目的の具体的内容	—
評価結果の概要	既に平成26年1月7日付け府食第19号で食品健康影響評価について回答した食品等の告示改正の内容と同様であり、リスク管理機関において、当該告示改正の際に厚生労働省から示された判断基準と同等の判断基準を作成し、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。 （平成26年1月27日府食第95号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年12月20日、農業資材審議会に諮問 平成25年12月25日、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の成分規格並びに製造の方法の基準の改正等について農業資材審議会で審議、答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年7月23日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等を公布した。 （施策の概要） 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令に規定されている「組換えDNA技術」からセルフクローニング及びナチュラルオカレンスに該当する技術を除外し、これらに該当する技術を用いて得られた微生物を利用して得られた飼料及び飼料添加物を安全性確認の対象外となるよう改正した。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	—
その他特記事項	—